

令和5年度移住・定住推進連携事業 企画提案に係る仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度移住・定住推進連携事業

- (1) 移住受入体制強化事業 もしくは
- (2) みやぎ移住知名度向上事業 もしくは
- (3) 自由提案

2 履行期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

3 委託業務の目的

首都圏等から宮城県（以下、「県」という。）へのひとの流れをつくり、県全体で移住者の受入と定着を図るためには、市町村や関係団体等と連携した移住先としての知名度向上や、受け皿体制の構築に取り組んでいく必要がある。そこで、県への移住・定住を推進するに当たって、県内全域で展開・連携が可能な事業を、移住・定住推進連携事業として募集するもの。

4 委託業務の内容

各事業に応じ、別添1から別添3に定めるとおりとする。

5 業務実施体制

- (1) 受注者は、委託契約締結後、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員（業務従事者）を適切に配置するとともに、速やかに受注者側の実施体制を明確にすること。
- (2) 受注者は、業務従事者の中から、業務従事者を指揮監督する業務責任者を定めること。

6 事業の進捗状況

- (1) 受注者は、本業務の進捗状況等について、発注者が求める方法により毎月報告すること。
- (2) 受注者は、発注者が実績等に関する中間報告を求めた場合には、その都度報告すること。

7 業務実施計画書

受注者は、本業務の委託契約締結後20日以内に、以下に掲げる事項を記載した業務実施計画書を提出すること。内容の変更が生じる場合は、都度発注者に報告し、協議を行った上で事業を実施するものとする。

- (1) 委託業務の名称
- (2) 業務場所、業務内容、実施方法
- (3) 業務工程表
- (4) 業務従事者、実施体制、連絡体制

8 業務完了報告書

本業務終了後、受注者は事業成果を記載した「業務完了報告書」を作成し、発注者に提出すること。

- (1) 提出形式 紙媒体2部及び電子媒体（CD又はDVD-ROM）1枚

- (2) 提出期日 令和6年3月15日(金)
- (3) 提出場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号(宮城県行政庁舎6階南側)
宮城県企画部地域振興課 移住定住推進班
- (4) 作成上の注意
 - イ 本報告書は、事業の実施状況や参加者数等の実績を、写真等とともに掲載した任意の様式とする。ただし、取組の背景、事業内容、事業プロセス、事業の成果、本事業に取り組んだ結果明らかとなった課題及びその課題解決に向けた方策を含むこと。
 - ロ 事業の成果や課題等については、事業参加者へのアンケート調査やフォローアップ調査の実施等により的確に把握するよう努めること。
 - ハ 本業務で作成した研修資料、広報物、アンケート結果等のデータについても、成果物として業務完了報告書に添付すること。

9 事業経費

本業務の実施に伴う対象経費は、本仕様書4に掲げる業務を行うために必要な経費とする。また、本業務の運営に必要な備品等は、受注者が配備するものとし、それに要する経費及び本業務に係る管理費等の経費は、業務の経費に含むものとする。

なお、経費対象として認められる経費と、認められない経費を以下に示す。

(1) 対象経費

- イ 本業務の運営に関する、提案団体の職員の人件費
- ロ 報償費(専門家等の派遣に対する謝金等)
- ハ 旅費(本業務で開催するイベント会場までの移動に要する受注者旅費、講師旅費、移住体験ツアー参加者旅費及び宿泊費、体験居住先までの移動に要する旅費等)
- ニ 需用費(会議に要する消耗品等の経費、印刷製本費等)
- ホ 役務費(通信連絡費等)
- ヘ 委託費(ホームページ作成委託費、広告費等)
- ト 使用料(会場使用料、バス借上費、機械装置や備品等のリースに要する経費等)
- チ 負担金(相談会・セミナーへの出展料、体験プログラムへの参加費等)
- リ その他(以上の経費に加え、本業務を実施するために特に必要と認められる経費。ただし、その内容については、契約締結の際に発注者と協議の上決定することとする。)

(2) 対象とならない経費

- イ 移住体験ツアー及び体験居住等を実施する場合の参加者の食事に要する経費
- ロ 用地、家屋などの購入に要する経費(補償費を含む)
- ハ 施設の整備、維持及び修繕に要する経費
- ニ 汎用性のある機器及び事務用什器等の購入経費
- ホ 委託期間の間に実施されない取組にかかる経費
- ヘ その他本業務との関連が認められないと発注者が判断した経費

10 秘密保持

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報を、業務履行中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を取ること。また、業務完了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本業務に関して発注者から受領又は閲覧した資料等を、発注者の許可なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受注者は、対象者の個人情報に関係機関と共有する際は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な措置を取ること。

- (4) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）及び別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

11 情報セキュリティ

- (1) WEB 配信を行う際は、別記2情報セキュリティ特記事項を遵守の上、セキュリティ対策について留意すること。
- (2) 受注者は、本業務において電子メールを利用する場合、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
- イ 電子メールの送信前に送信先の電子メールアドレス、アドレス区分（TO（宛先）、CC（カーボン・コピー）、BCC（ブラインド・カーボン・コピー））、添付ファイル、送信内容等に誤りがないか確認すること。
 - ロ 電子メールを一斉送信する場合は、原則として他の送信先の電子メールアドレスが分からないよう送信先の電子メールアドレス区分をBCCに設定すること。
 - ハ 重要な電子メール（個人情報又は機密情報を含むメール、以下同じ。）を送信する場合は、必要に応じて暗号化又はパスワード設定を行うこと。
 - ニ 電子メールを一斉送信する場合や重要な電子メールを送信する場合は、複数人により確認すること。

12 再委託

再委託は、原則として認めないこととする。ただし、委託し、又は請け負わせることが合理的と認められる業務については、下記の条件に基づき、事業の一部を委託し、又は請け負わせることができる。なお、再委託を行う場合であっても、再委託先の受託業務の遂行過程及び結果に関して受託者は責任を負うものとする。

- (1) 受注者は、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号についてあらかじめ文書により発注者の承認を受けなければならない。また、当該主体の選定に用いた仕様書を併せて発注者に提出することとする。
- イ 再委託の相手方の商号又は名称及び所在地
 - ロ 再委託を行う業務の範囲
 - ハ 再委託の必要性
 - ニ 契約金額
 - ホ 経費内訳
- (2) 受注者は、次の場合は再委託の承認を受けることを要しない。
- イ 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的で以下に示す軽微な委託及びこれに準ずると認められる再委託で契約金額の5分の1を超えない場合
 - ロ 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類

13 その他

- (1) 受注者は、業務の目的を達成するために、委託契約書及び仕様書に基づき、常に発注者と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- (2) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要があるときは、発注者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施に当たり、関連法令及び条例等を遵守するものとする。
- (4) 受注者は、発注者の求めに応じ、本業務の取組経過や業務完了報告書の内容にて、「みやぎ移住・定住推進県民会議」等で発表を行う場合があるものとする。
- (5) 事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策に努めること。また、新型コロナ

ナウイルスの影響等により業務が実施できない場合、受注者は発注者と協議の上、必要に応じて代替策を実施するものとする。

別添1 移住受入体制強化事業

1 目的

本県では、宮城県への移住の推進と、移住者の地域への定着、さらにこれによる地域の活性化を図るための受入体制の整備や情報発信について、行政、関係団体、企業、移住者を含めた住民等が連携・協力していくため「みやぎ移住・定住推進県民会議（以下「県民会議」という。）を設置している。

今年度で第10回目の開催を迎える県民会議にて、宮城県の移住促進キャッチコピー「ちょうどいい、宮城県。」に代わる新たなキャッチコピー及びロゴマークを御披露目し、移住先としての宮城県により一層興味・関心を高める企画・運営を行う。さらには、マスコミにニュースや記事として報道されるよう働きかけも実施し、注目度を高めることにより、会員同士のネットワークの強化、機運醸成を図ることを目的とする。

2 業務内容

(1) 宮城県の移住促進新キャッチコピー及びロゴマークの作成とツール制作

イ 移住促進新キャッチコピー及びロゴマークの作成について

首都圏の若者・子育て世代（20～40代）の本県への移住を促進するため、印象的な新たなキャッチコピー及びロゴマークを複数提案すること。

ロ 移住・定住ツールの制作について

作成する新キャッチコピーを活用し、首都圏等における移住イベントで使用するポスター、テーブルクロス及び椅子カバーを作製すること。

ポスター	<p>・企画、取材、写真撮影、デザイン、校正等編集作業、印刷、PDFデータ等を制作すること</p> <p>判型：B1判（縦） 紙質等：コート紙 印刷：カラー オフセット印刷 校正：2回以上 印刷部数：300部</p> <p>納入先：①宮城県企画部地域振興課 移住定住推進班 95部 ②首都圏3箇所（場所及び各所への配布部数は発注者と協議の上決定） 計160部 ③東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内 みやぎ移住サポートセンター 3部 ④県内35市町村 35部 ⑤県内の地方振興事務所（地域事務所） 7部</p> <p>納期：令和5年11月2日（木）</p>
椅子カバー	<p>仕様：W490×H630mm 生地：防炎トロマット 作製個数：10個</p> <p>納入先：①宮城県企画部地域振興課 移住定住推進班 7個 ②みやぎ移住サポートセンター（ふるさと回帰支援センター内）3個</p> <p>納期：令和5年11月2日（木）</p>
テーブルクロス	<p>仕様：W3200×H1500mm 生地：防炎トロマット 作製個数：3個</p> <p>納入先：宮城県企画部地域振興課移住定住推進班 3個</p> <p>納期：令和5年11月2日（木）</p>

(2) 第10回みやぎ移住・定住推進県民会議の企画・運営について

開催時期	10月中～下旬頃
開催回数	1回
開催場所	会場は提案事項に含め、発注者と協議の上決定すること。
想定出席者数	120名程度
提案内容	<ul style="list-style-type: none">・第10回目の開催を記念した県民会議を企画提案し、発注者と協議の上決定すること・本会議は、基調講演1名、事例発表者2名程度を迎え、実施すること。基調講演で登壇いただく講師を提案すること（過年度開催実績については、3参考を参照のこと）・3時間程度の日程を検討すること・県民会議の参加対象は、みやぎ移住・定住推進県民会議の会員とする。会議の想定出席者数を達成するため、みやぎ移住・定住推進県民会議会員数の増加施策も企画提案し、実施すること

イ 宮城県にゆかりがあり、発信力のある著名人等をゲストとして招き、(1)で作成する新キャッチコピーとロゴマークを御披露目すること。なお、著名人をゲストとして選定する際は、みやぎ絆大使からの選定を基本とし、本会議の趣旨に沿ったゲストを選定し、提案すること。

また、前述のゲストと新キャッチコピー及びロゴマークを絡めた本県のPRに繋がる効果的な情報発信を提案すること（事業例：著名人のSNSによる情報発信等）。

みやぎ絆大使については、ホームページを参照のこと。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kohou/taishi.html>)

ロ 受注者は、県民会議の運営及び開催に係る業務全般（通知、会場設営、ゲスト調整等）を担うこと。

ハ 受注者は、関係官公署、マスコミ等の関係者に対して、原則本会議開催に係る調整の一切を行うこと。

3 その他

・県民会議のゲスト及び基調講演の講師の決定については、県と協議の上決定する。謝金等については、委託費の中から支出すること。

・県民会議の事例発表者は、県が推薦した発表者（2名程度）に登壇いただく想定である。謝金等については、委託費の中から支出すること。

・イ及びロ業務は、契約締結後、受注者が企画提案書で提案したものを含めた複数の案を改めて提示し、県が決定するものとする。最終案の提出期限は、令和5年9月1日（金）とする。

・上記の他、細部のデザインや具体的な記事の内容は、契約締結後の打合せや校正において調整するものとする。

・受注者は、本成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を全て発注者に譲渡する。自己の有する著作権人権は行使しない。

・第三者が権利を有している画像等の二次利用を含め、次の取扱いが可能となるよう適切な権利処理を受注者において行う。また、権利処理に当たって手続した書類（写し）を提出すること（様式は任意）。

イ 発注者の判断により、画像等を自由に利用できること。

ロ 画像等については、発注者が運営するウェブサイト上における掲載が可能とすること。

・画像等の著作権・肖像権処理などに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において

対応し、発注者は責任を負わない。

- ・二次利用可能な高画質のデータとして電子媒体（DVD-R 等）に保存して、宮城県企画部地域振興課に納品すること。
- ・その他、業務の目的に見合う独自提案をしても構わない。

4 参考

- ・令和4年度 「第9回みやぎ移住・定住推進県民会議」実績
開催日時 令和4年11月11日（金）13:30～16:30
会場 仙台国際センター会議棟2階大会議室「橘」（仙台市青葉区青葉山無番地）
出席者数 82名（現地）※事務局除く
- ・令和3年度 「第8回みやぎ移住・定住推進県民会議」実績
開催日時 令和3年10月8日（金）13:30～16:30
会場 仙台国際センター会議棟2階大会議室「萩」（仙台市青葉区青葉山無番地）
出席者数 104名（現地38名，オンライン66名）※事務局除く
- ・その他過年度の開催実績については、ホームページを参照のこと。
(<https://www.pref.miyagi.jp/site/tiikisinnkou/iju-kenminkaigi.html>)

別添2 みやぎ移住知名度向上事業

1 目的

宮城県は移住地として十分な魅力を有するにも関わらず、その価値を十分にアピールできていない現状がある。本事業により、移住検討層に対して当県の魅力を伝え、当県への移住や関係人口となるきっかけとなるようなプロモーションを企画・運営する。

2 業務内容

(1) 宮城県の知名度を向上させるためのプロモーションについて

対象者	全国の移住検討層（主に20～40歳代の首都圏在住者）
提案内容	<ul style="list-style-type: none">・移住地としての宮城県の現状と課題・ターゲットの詳細（属性等）・企画のコンセプト・企画内容（目的達成のために効果的と思われる手法及び具体的内容を提案すること。ただし、独自ホームページ制作は認めない。）・企画の実施時期及び回数・効果検証をするための指標及び目標値も、根拠とあわせて提案すること。・事業の実施がターゲットに対してどのような効果をもたらすかを記載すること。
備考	・当課で利用している SNS ツール（Facebook, Instagram）を絡めた提案としても構わない。

(2) 「宮城県移住フェア（仮）」の広報や広告について

令和5年11月18日（土）に東京都有楽町で開催する「宮城県移住フェア（仮）」の広報や広告を提案し、実施すること。

(3) 移住促進新キャッチコピーの広報について

移住受入体制強化事業で作成した新キャッチコピー及びロゴマークの広報を行うこと。

(4) 自由提案の広報について

受注者からの求めがある場合には、自由提案で実施するイベントや企画について広報を行うこと。

3 その他

- ・ オンラインを利用する企画の場合、その環境は受注者において選定及び確保するものとし、その費用についても受注者が負担すること。
- ・ 制作物のデザインや取材先の決定等、企画の遂行に重要な決定を行う場合は、発注者と事前に協議すること。
- ・ 著作権の帰属に関し、契約締結前に発注者と受注者で協議を行うこと。発注者に著作権が帰属する場合は、本業務において撮影した画像データ及び制作した各デザインデータ等について、二次利用可能な高画質のデータとして電子媒体（DVD-R等）に保存して、宮城県企画部地域振興課に納品すること。
- ・ その他、本業務の目的に見合う独自提案をしても構わない。

別添3 自由提案

1 目的

他地域の参考となり得る又は全県での展開が可能となる取組であって、首都圏等の県外住民の移住ニーズの掘り起こしや将来的な移住の実現に繋がるものを対象に業務内容の提案を受けるもの。

2 業務内容

(1) 下記の項目から選択又は組み合わせて提案を受けるもの。

- イ 関係人口創出・拡大の取組
- ロ テレワーク移住（転職なき移住）を促進する取組
- ハ 二段階移住，二地域居住を促進するためのイベント等の企画実施
- ニ 空き家に関する取組
- ホ その他事業目的に即した提案